

法令等の改正

○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正について

先般、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」(平成23年政令第143号)が平成23年5月20日に公布施行されました。また、同日付で、この政令の公布施行に伴い、「市(町村)消防団員等公務災害補償条例(例)」の一部が下記のとおり改正されました。

改正の経緯及び内容は以下のとおりです。

1 改正の経緯

東日本大震災を受け、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助又は助成に関する法律」が平成23年5月2日に公布・施行され、同法において、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)及び地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)について、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により行方不明となった者の生死が3か月間分からない場合等には、死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する特例が設けられたところであり、これに伴い、非常勤消防団員等公務災害補償制度においても同様の改正を行うものである。

2 改正の内容

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により

- ・行方不明となった者の生死が3か月間分からない場合
- ・その者の死亡が3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、政令第14条の適用がある場合を除き、平成23年3月11日に、その者は、死亡したものと推定することとしたこと。

○ 市(町村)非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(例)の一部を改正する条例(例)について

今般、市(町村)非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(例)の一部を改正する条例(例)(平成23年5月6日消防災第164号)が消防庁から各市町村(都道府県経由)に通知されました。

この改正は、このたびの東日本大震災により行方不明となった消防団員について、民法に規定する1年(危難失踪)よりも短い期間(3か月)で死亡と推定して退職とし、受給

遺族に対して早期に退職報償金を支給しようとするものです。

該当する消防団員がある場合には、関係市町村・組合において所要の措置を講じられたうえ、基金に対して迅速に退職報償金の支払請求を行われるようお願いいたします (P.32参照)。

(参考)

市(町村)非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(例)の一部を改正する条例(例)新旧対照表

新	旧
附 則 <u>(施行期日)</u> 第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日以後において退職した非常勤消防団員に適用する。 第二条 <u>平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた非常勤消防団員の生死が三箇月間分からない場合又は当該非常勤消防団員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、退職報償金の支給の規定の適用については、同日に、当該非常勤消防団員は、死亡したものと推定する。</u>	附 則 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日以後において退職した非常勤消防団員に適用する。

○ 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について

平成23年8月10日消防災第265号
各都道府県知事、各指定都市市長あて
消防庁長官通知

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第254号)が、平成23年8月10日に公布、施行されました。

ついては、貴都道府県内の市町村及び関係一部事務組合に対し、下記事項に留意の上、今回の政令改正の趣旨に沿って適切に運用されるよう周知願います。

記

1 改正の趣旨

東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償に要する経費の支払等の安定的な実施を確保するため、平成23年度に限り、市町村及び水害予防組合が消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人に支払う掛金の額を引き上げること。

2 改正の内容

平成23年度に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を団員1人当たり1,900円から24,700円に引き上げたこと。(第4条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号)

3 適用関係

平成23年度に限り、改正後の掛金の額から改正前の掛金の額を控除した残額に相当する金額の掛金の支払期限を原則12月末日とするなど、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人に対する市町村及び関係一部事務組合の掛金について、支払期限の特例を設けたこと。

(改正政令附則第2項)